

2022年4月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表取締役 相浦 一成

当社は、2022年2月15日付で当社と株式会社ビュフォート（以下「ビュフォート」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ビュフォートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を（以下、「本吸収合併」といいます。）を実施いたしました。本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 吸収合併消滅会社であるビュフォートにおける次の事項に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

ビュフォートは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づき本吸収合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定及び会社法第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

イ. 会社法第785条の規定による手続の経過

ビュフォートは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

ロ. 会社法第787条の規定による経過

ビュフォートは、新株予約権を発行しておりません。

ハ. 会社法第789条の規定による手続の経過

ビュフォートは、会社法第789条2項の規定に基づき、2022年2月20日付の官報において、債権者に対する異議申述の公告を行うとともに、2022年2月18日付で知れている債権者に対して各別の催告を行ましたが、同条1項に従い異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、当社の株主は会社法第 796 条の 2 に基づく合併の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、会社法第 797 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 20 日付の官報及び同日付で開始した電子公告において債権者に公告を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、ビュフォートの資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 14 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

別紙

2022年2月18日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社ビュフォート
代表取締役 秋山弘幸

当社は、2022年2月15日付で当社とGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMOPG」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、GMOPGを吸収合存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

当社とGMOPGとの間で締結した合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はGMOPGの完全子会社であることから、株式その他の金銭等の交付は行われません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の GMOPG の資産の額は、負債の額を充分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の GMOPG の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収合併後における GMOPG の債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙1

吸收合併契約書

GMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「甲」という）と株式会社ビュフォート（以下「乙」という）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに基づき、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という。）を行う。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

乙（消滅会社）：株式会社ビュフォート

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

（合併対価の割当て及び交付）

第3条 甲は乙の発行済株式の全部を所有していることに鑑み、本合併に際して、甲は乙の株主に対して、その所有する株式に代わる対価を一切交付しないものとする。

（増加すべき資本金及び準備金等）

第4条 本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力が発生する日（以下「効力発生日」という）は、2022年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認総会）

第6条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2. 乙は会社法784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（財産の引継）

第7条 乙は、2021年8月31日現在における貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前までの資産及び負債の変動を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（財産の善管注意義務）

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを実行する。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違その他の取扱いについては、別途、甲乙協議のうえ決定する。

(合併条件の変更等)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定めのない事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が互いに誠実に協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印または電子署名の上、各1通を保有する。なお、電磁的記録を正本とすることを妨げない。

2022年2月15日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表取締役 相浦 一成



乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社ビュフォート
代表取締役 秋山 弘幸



別紙2

【添付書類】

事業報告 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものです。

❶ 連結経営成績の概況

当連結会計年度（2020年10月1日～2021年9月30日）の業績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	増減率 (%)
売上収益	33,046,404	41,667,235	26.1
営業利益	10,388,667	12,987,207	25.0
税引前利益	10,989,321	13,285,643	20.9
親会社の所有者に帰属する 当期利益	7,624,148	8,818,820	15.7

a.売上収益

売上収益は41,667,235千円(前年同期比26.1%増)となりました。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大の影響は限定的にとどまり、キャッシュレス決済の拡大により全体としては好調に推移しました。オンライン課金分野・継続課金分野におけるEC市場の順調な成長に加え、対面分野においても当社グループのサービス提供を拡大したことにより、決済代行事業が増収となりました。金融関連事業は、後払い型の決済サービス「GMO後払い」の取扱高が引き続き伸長したことに加え、早期入金サービス等の拡大により増収となりました。決済代行事業の売上収益は30,812,806千円(前年同期比33.7%増)、金融関連事業の売上収益は10,151,451千円(前年同期比7.8%増)、決済活性化事業の売上収益は717,861千円(前年同期比19.2%増)となりました。詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (1)事業の経過及び成果 ❷セグメントの業績状況」に記載しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の今後の影響については、依然として民間消費全般の見通しが不透明な状況にあります。しかしながら、当社グループの事業自体は様々な業種の加盟店にサービスを提供しておりマクロ経済の影響を受けにくい特徴があることに加え、決済のオンライン化、キャッシュレス化の流れが後押しされる状況にあることから、当社グループの売上収益に対する影響は現時点では軽微と判断しております。加えて、大手及び成長性のある加盟店や金融機関等の開拓、大型案件の獲得のほか、DXプラットフォームや次世代決済プラットフォーム「steria」など重点施策の収益拡大により、全てのセグメントにおいて売上収益の拡大を見込んでおります。

なお、品目別売上収益は以下のとおりです。

(単位：千円)

品目別	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	増減率 (%)
イニシャル (イニシャル売上)	2,380,734	5,314,553	123.2
ストップ (固定費売上)	5,709,969	6,573,815	15.1
フィー (処理料売上)	8,931,712	10,865,687	21.7
スプレッド (加盟店売上)	16,023,987	18,913,179	18.0
合計	33,046,404	41,667,235	26.1

b. 営業利益

営業利益は12,987,207千円（前年同期比25.0%増）となり、当連結会計年度の業績予想及び当社グループが経営目標として掲げる25%の営業利益成長を達成しております。

決済代行事業のセグメント利益（営業利益）は14,424,791千円（前年同期比24.6%増）となり、金融関連事業のセグメント利益（営業利益）は2,093,180千円（前年同期比16.3%増）、決済活性化事業のセグメント損失（営業損失）は106,886千円（前年同期はセグメント利益（営業利益）77,496千円）となりました。

c. 税引前利益

税引前利益は13,285,643千円（前年同期比20.9%増）となり、当連結会計年度の営業利益が前年同期比25.0%増だったのに対し、税引前利益は前年同期比20.9%増となりました。これは主に前年同期は持分法による投資利益が517,217千円計上されていたことによるものです。

事業報告

② セグメントの業績状況

セグメントの業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

セグメント別	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	増減率(%)
決済代行事業			
売上収益	23,037,620	30,812,806	33.7
セグメント損益(△は損失)	11,581,232	14,424,791	24.6
金融関連事業			
売上収益	9,416,169	10,151,451	7.8
セグメント損益(△は損失)	1,799,806	2,093,180	16.3
決済活性化事業			
売上収益	602,024	717,861	19.2
セグメント損益(△は損失)	77,496	△106,886	－
調整額			
売上収益	△9,410	△14,884	－
セグメント損益(△は損失)	△3,069,868	△3,423,878	－
合計			
売上収益	33,046,404	41,667,235	26.1
セグメント損益(△は損失)	10,388,667	12,987,207	25.0

a. 決済代行事業

決済代行事業については、主にオンライン課金分野・継続課金分野と対面分野における決済代行サービス、金融機関・金融サービス事業者等に向けた支援サービスの拡大に取り組んでおります。オンライン課金分野・継続課金分野においては、EC市場の順調な成長のもと、大手から中小規模まであらゆる業態の加盟店開拓やEC以外の幅広い事業者における当社グループのサービス利用の拡大に注力いたしました。

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響は、限定的にとどまりました。オンライン課金分野・継続課金分野において、EC市場及びキャッシュレス決済の拡大により少額決済が増加、また巣籠消費の定着に伴う日用品、デジタルコンテンツや公金・公共料金等の決済も増加した結果、（金融関連事業の「GMO後払い」を含む）決済処理件数は前年同期比36.9%増、決済処理金額は36.3%増となりました。また、東京電力エナジーパートナー株式会社が推進する電気料金支払い等のデジタル化を支援する「SMS選択払い」を含む新規プロジェクトのサービス提供が開始いたしました。

対面分野においては、感染拡大に伴う実店舗での消費減少の影響を受けやすい環境にあったものの、政府・自治体のキャッシュレス決済推進等に伴い決済端末販売が好調に推移し、次世代決済プラットフォーム「steria」端末の販売台数も増加したことが、イニシャル売上と当セグメントの決済処理件数・金額の拡大に繋がりました。また、注力市場である自動精算機や券売機等の無人決済市場（Unattended Market）での

案件の受注も順調に進捗いたしました。

以上の結果、売上収益は30,812,806千円（前年同期比33.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は14,424,791千円（前年同期比24.6%増）となりました。

b.金融関連事業

金融関連事業（マネーサービスビジネス：MSB）については、加盟店のニーズに応える入金サイクルを設定し、キャッシュ・フロー改善に資する早期入金サービスや、決済データ等を活用して成長資金を提供する加盟店向け融資サービスであるトランザクションレンディング、海外事業者に向けたレンディングサービス、送金サービス、給与即時受け取りサービスの「即給 byGMO」等のほか、連結子会社であるGMOペイメントサービス株式会社を通じて「GMO後払い」を提供しております。

当連結会計年度においては、決済サービスである「GMO後払い」は、取扱高は引き続き伸長したものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を勘案し与信を保守的にしたことや前年同期における巣籠消費需要の反動等から売上収益の成長率は低下いたしました。しかし、与信関連費用を一定水準に抑えることができたことから、セグメント利益の拡大に貢献いたしました。早期入金サービスは決済代行事業の拡大に伴い好調に推移し、海外事業者に向けたレンディングサービスにおいても、今後安定的な収益性が見込める新たな融資先の開拓が進捗し、売上収益の増加に貢献しました。また、企業間決済を支援する金融関連サービスにおいて、サービスの拡充及び金融機関との連携にも取り組みました。

以上の結果、売上収益は10,151,451千円（前年同期比7.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は2,093,180千円（前年同期比16.3%増）となりました。

また、金融関連事業の拡大に伴い増加する運転資金や貸付金等の資金需要に充当するために2018年6月19日に発行した2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が、2021年4月21日付で社債要項に定める130%コールオプション条項の条件が充足されたため、当初の予定に対し約2年前倒しとなる2021年6月18日までに普通株式への転換が完了いたしました。

さらに、今後の持続的な成長に向け、更なる資金を低コストで確保することを目的に、金融関連事業のうち、主として海外レンディング、トランザクションレンディング、早期入金サービス等のサービスの拡大に伴い増加する運転資金や貸付等の資金及び、決済及びフィンテック分野の企業のM&A戦略実行、又は投資資金（ファンドを通じた投資（自己出資分）を含む。）を資金用途とし、2021年6月22日に社債額面200億円の2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

事業報告

c.決済活性化事業

決済活性化事業については、商品の売れ行きを確認しながら広告運用や分析を行い当社グループ加盟店の売上向上に繋げるマーケティング支援サービスや、医療受付現場の業務効率化に繋がる医療特化型予約管理システム「メディカル革命 byGMO」等を提供する連結子会社のGMO医療予約技術研究所株式会社のサービスを提供しております。

当連結会計年度において、GMO医療予約技術研究所株式会社は、予約・問診票記入・受付・決済といった行為をスマホアプリから行えるほか、導入している複数の医療機関の診察券をスマートフォン1つに集約することができるサービスを提供しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による需要が高まったことから売上収益が前年同期比で85.6%増となり、当セグメントの売上収益の増加に貢献しました。なお、直近の事業運営の状況を鑑み、GMO医療予約技術研究所株式会社に係るのれん等の減損損失166,576千円を計上しております。また、SSLクーポン及び配送サービスは取扱い減少に伴い減収となりました。

以上の結果、売上収益は717,861千円（前年同期比19.2%増）となり、セグメント損失（営業損失）は106,886千円（前年同期はセグメント利益（営業利益）77,496千円）となりました。

各セグメントにおいて提供する主なサービス及び会社は、以下のとおりです。

セグメント	提供する主なサービス	主な会社
決済代行事業	決済代行サービス (オンライン課金・継続課金)	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイプシロン株式会社（連結子会社）
	決済代行サービス (対面)	GMOフィナンシャルゲート株式会社（連結子会社）
	GMO後払い	GMOペイメントサービス株式会社（連結子会社）
	送金サービス	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイプシロン株式会社（連結子会社）
金融関連事業	トランザクションレンディング	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイプシロン株式会社（連結子会社）
	海外レンディング	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
	早期入金サービス	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイプシロン株式会社（連結子会社）
決済活性化事業	マーケティング支援サービス	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
	メディカル革命 byGMO	GMO医療予約技術研究所株式会社（連結子会社）

事業報告

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は2,189百万円で、その主なものは自社利用のソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

2021年6月22日に2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額20,000百万円）を発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 優先的に対処すべき課題

優先的に対処すべき課題としては、以下の5点を重要視しております。

① 情報セキュリティの強化

当社グループは、クレジットカード等の決済代行サービスを主とした事業を行っているため、クレジットカード情報などの重要な情報を管理しております。

情報流出を防止するため、リスク管理体制強化の一環として、当社グループ事務所全てを対象範囲として、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISO/IEC 27001:2013（国内規格JIS Q 27001:2014）への適合認証を、上場決済代行サービス会社として初めて取得しております。これにより、当社グループの情報セキュリティマネジメントシステムが、厳格な国際基準に準拠し適切で安全であることを客観的に判定されております。

また、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際クレジットカードブランド5社が共同で策定した、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準PCI DSSについては、2008年12月に最初の認証を取得した後、年次での再認証監査を12回経た上で、2020年12月に最新の認証を取得しております。

個人情報の取扱いに関しては、日本工業規格「JIS Q 15001:2017個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定するプライバシーマークを取得しており、法律への適合性に加え、自主性により高いレベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立及び運用しております。

② システム開発力の強化

当社グループは、事業分野においてインターネットと深く係わり合っており、競争力のある製品をお客様に提供するためには、その技術やサービスをタイムリーに採用していくことが重要と認識しております。現状では、内部人員でシステム環境の変化やお客様の要望を吸収しシステムの設計を行い、外部にプログラミングを委託し効率よく質の高いサービスを提供すべく対応しております。高度な技術を有した開発要員の確保を継続し、更なるシステム開発力とサービス強化に努めてまいります。

③ 業務提携型ビジネスの強化

当社グループは、安定的成長を確保するため、加盟店を多数抱える企業・各決済事業者・ECサイト構築支援事業者などに対し相互が利益享受可能な業務提携を確立し、効率的な加盟店獲得を進めていくことが不可欠と認識しております。このような形態のビジネスは当社グループの営業上の特徴であり、今後も業務提携型ビジネスを積極的に推進し、その進捗管理には経営陣が責任を持って対応いたします。

④ 事業ポートフォリオの拡大

当社グループは、経営戦略として消費者向け電子商取引（BtoC EC）を中心に、公金・公共料金やサービス・コマース、BtoB及びCtoC EC市場におけるオンライン課金、またGMOペイメントサービス株式会社の設立により決済サービスに進出するなど、常に新しい事業領域の拡大に努めてまいりました。また、海外7拠点の連結子会社を通じ海外展開を強化、連結子会社であるGMOフィナンシャルゲート株式会社による対面市場での事業を拡大し、経営戦略の実行をさらに推し進めました。今後も決済代行サービスをコアとした多角的な事業ポートフォリオの拡張を進め、収益の継続的な拡大に努めてまいります。

⑤ サステナビリティ経営の推進

当社グループは、経営理念「社会の進歩発展に貢献する事で、同志の心物両面の豊かさを追求する」のもと、オンライン化・キャッシュレス化・ペーパーレス化・DX化などを支援する決済を起点としたサービス提供、決済・金融技術での社会イノベーションの牽引などのSDGsへの取り組みを行っており、今後もサステナビリティ経営の高度化に努めてまいります。

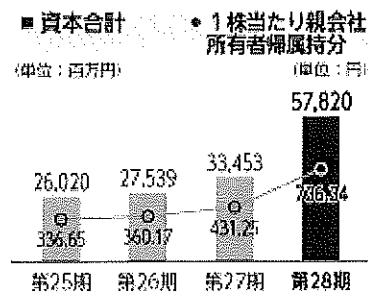
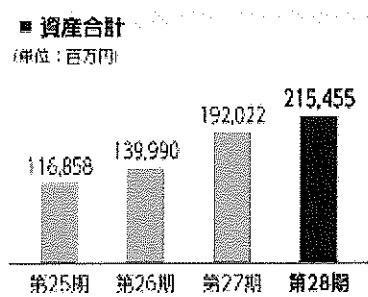
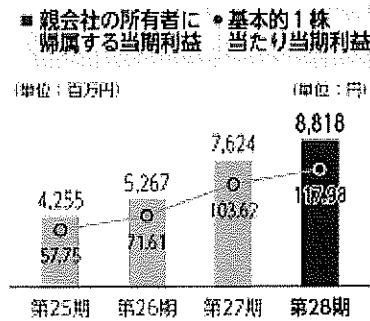
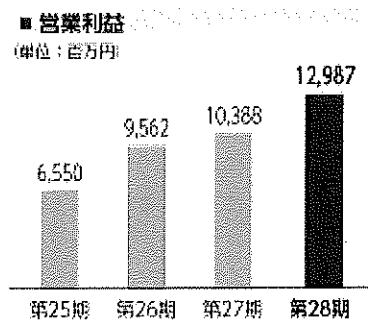
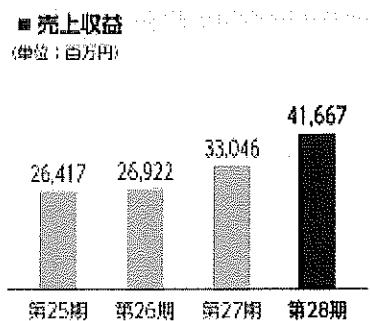
事業報告

(9) 財産及び損益の状況

IFRS

区分	単位	第25期 (2018年9月期)	第26期 (2019年9月期)	第27期 (2020年9月期)	第28期 (当連結会計年度 (2021年9月期))
売上収益	(千円)	26,417,320	26,922,718	33,046,404	41,667,235
営業利益	(千円)	6,550,904	9,562,791	10,388,667	12,987,207
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	4,255,069	5,267,465	7,624,148	8,818,820
基本的1株当たり当期利益	(円)	57.75	71.61	103.62	117.98
資産合計	(千円)	116,858,957	139,990,599	192,022,622	215,455,892
資本合計	(千円)	26,020,018	27,539,297	33,453,515	57,820,379
1株当たり親会社所持分	(円)	336.65	360.17	431.25	736.34

- (注) 1. 当社は2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。
2. 第27期(2020年9月期)より、Macro Kiosk Berhadの事業を非継続事業に分類しております。これにより非継続事業からの損益は、連結損益計算書上、継続事業と区分して表示しております。これに伴い、売上収益及び営業利益は、継続事業の金額を表示しており、第26期(2019年9月期)につきましても同様に組み替えて記載しております。



事業報告

(10) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

- ① 決済代行事業
- ② 金融関連事業
- ③ 決済活性化事業

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネット株式会社で、同社は当社の株式31,172,200株（議決権比率40.73%）を保有しております。

当社はGMOインターネットグループがグループ全体で資金運用を行うために導入しているキャッシュマネジメントシステム（CMS）を利用し、GMOインターネット株式会社に手元資金を預け入れております。

② 親会社との間の取引に関する事項

a.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の運用方針に従い預入期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

b.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由

親会社との取引は親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと思われます。

c.取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMO イ プ シ ロ ン 株 式 会 社	104百万円	100.00%	各種決済代行サービスの提供
GMOペイメントサービス株式会社	150百万円	100.00%	後払い決済手段の提供
GMOフィナンシャルゲート株式会社	1,605百万円	57.39%	各種決済代行サービスの提供
GMO-Z.COM PAYMENT GATEWAY PTE. LTD.	71百万シンガポールドル	100.00%	地域統括法人 海外決済代行サービスの提供

④ 企業結合の成果

当社の連結子会社は14社、持分法適用会社は4社であり、当連結会計年度の売上収益は41,667,235千円（前年同期比26.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は8,818,820千円（前年同期比15.7%増）となりました。

(12) 主要な営業所（2021年9月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区、大阪：大阪市北区、福岡：福岡市中央区
GMO イプシロン株式会社	本社：東京都渋谷区
GMOペイメントサービス株式会社	本社：東京都渋谷区
GMOフィナンシャルゲート株式会社	本社：東京都渋谷区

(13) 使用人の状況（2021年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
714 (11) 名	89名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
494 (2) 名	18名増	35.3歳	4.6年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には、当社から社外への出向者（102名）を除いております。

(14) 主要な借入先の状況（2021年9月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	7,131,400千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年11月22日開催の取締役会において、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、2021年12月19日開催の第28期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

事業報告

2.会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 102,400,000株

(2) 発行済株式の総数 76,557,545株

(3) 株主数 6,721名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
GMO インターネット 株式会社	31,172,200	40.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,999,300	7.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,691,700	6.12
株式会社三井住友銀行	2,501,600	3.26
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,486,176	1.94
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,199,700	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	961,248	1.25
第一生命保険株式会社	816,300	1.06
相浦一成	800,000	1.04
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	698,512	0.91

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(5,291株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3.会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2026年満期一口円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	20,000百万円
社債の発行日	2021年6月22日
償還の期日	2026年6月22日
社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。
転換価額	18,298円（但し、一定の条件のもと調整される）
新株予約権の行使期間	2021年7月6日から2026年6月8日まで

事業報告

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相 浦 一 成	GMOインターネット株式会社 取締役副社長グループ決済部門統括
取 締 役 会 長	熊 谷 正 寿	GMOインターネット株式会社 代表取締役会長兼社長グループ代表
取 締 役 副 社 長	村 松 龍	企業価値創造戦略統括本部本部長
取 締 役 副 社 長	磯 崎 覚	コーポレートサポート本部本部長
専 務 取 締 役	久 田 雄 一	イノベーション・パートナーズ本部本部長
取 締 役	安 田 昌 史	GMOインターネット株式会社 取締役副社長グループ代表補佐・グループ管理部門統括
取 締 役	山 下 浩 史	GMOインターネット株式会社 専務取締役 グループシステム部門統括兼システム本部長
取 締 役	金 子 岳 人	GMOあおぞらネット銀行株式会社 代表取締役会長 GMOインターネット株式会社 取締役
取 締 役	小名木 正 也	
取 締 役	佐 藤 明 夫	佐藤総合法律事務所 弁護士 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役 株式会社きらやか銀行 社外取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役
取 締 役	川 崎 友 紀	GMOインターネット株式会社 取締役グループ法務部長
常 勤 監 査 役	吉 田 和 隆	
監 査 役	飯 沼 孝 壮	税理士法人飯沼総合会計 代表社員 株式会社やまやコミュニケーションズ 社外監査役 GMOフィナンシャルゲート株式会社 監査役
監 査 役	岡 本 和 彦	
監 査 役	外 園 有 美	外園有美公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 川崎友紀氏は、2020年12月20日開催の第27期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
 2. 西山裕之氏は、2020年12月20日開催の第27期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
 3. 取締役小名木正也及び佐藤明夫の両氏は社外取締役であります。
 4. 監査役吉田和隆、岡本和彦及び外園有美の3氏は社外監査役であります。
 5. 取締役小名木正也及び佐藤明夫の両氏と監査役吉田和隆、岡本和彦及び外園有美の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 監査役飯沼孝壮及び外園有美の両氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、特約保険料相当額を除き、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

● 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

- a.持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とする適切なインセンティブとして機能するものであること
- b.当社グループの経営環境や短期・中長期の業績を反映する他、ステークホルダーの価値向上への貢献度に配慮した報酬体系とすること
- c.過度なリスクテイクを抑制しつつ、各々の役員等が担う役割・責任と成果を反映すること
- d.経済・社会情勢、業界動向に加え、第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえた適切な水準とすること
- e.グループ各社の業績の状況及び財務の健全性、並びに国内外の役員報酬に係る規制等を踏まえること
- f.適切なガバナンスに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境を踏まえ、適時適切に見直しを行うこと

取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しており、職務執行の対価として毎月固定額を支給する固定報酬、当該事業年度の業績に連動した役員賞与及び中長期の業績と連動した株式報酬によって構成されております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役には固定報酬のみを支払う方針としております。

事業報告

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年12月18日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該決議時点の対象となる取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）です。監査役の報酬限度額は、2013年12月22日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されており、当該決議時点の対象となる監査役の員数5名（うち社外監査役3名）です。

また、上記報酬額とは別枠で取締役の株式報酬制度として、2012年12月19日開催の第19期定時株主総会において業績運動型株式報酬（以下、「本制度」という。）の導入が決議されております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は7名です。本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、各事業年度の業績目標の達成度及び各取締役の地位等に応じて当社の取締役に当社株式が交付されるものとなります。なお、2017年12月17日開催の第24期定時株主総会において本制度の継続を決議しております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は8名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社では、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会等の諮問機関として社外取締役を委員長とする指名報酬委員会を設置しております。取締役の報酬（賞与等を含む）は指名報酬委員会での審議を経た上で、取締役会により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の額額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)	
		業績運動報酬等				
		賞与	株式報酬(注)			
取締役 (うち社外取締役)	495,145 (12,000)	207,128 (12,000)	189,350 (-)	98,667 (-)	7 (2)	
監査役 (うち社外監査役)	24,000 (19,200)	24,000 (19,200)	- (-)	- (-)	4 (3)	

(注) 株式報酬の総額は、業績運動型株式報酬に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額等です。

⑤ 業績運動報酬等に関する事項

役員賞与の業績運動指標となる連結業績指標は、連結営業利益、連結売上収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益を採用しております。個人業績評価指標等は、連結業績目標達成に向けて各部門が取り組む年間計画に基づき設定しております。なお、代表取締役社長については、評価指標を連結業績指標のみとしております。

連結営業利益を連結業績指標として採用した理由は、本業から創出した利益を適正に反映する評価指標であり、当社の目標とする経営指標を25%の営業利益成長と定めているためです。

連結売上収益を連結業績指標として採用した理由は、連結営業利益の継続的かつ健全な成長を担保するため重要な指標であるためです。

親会社の所有者に帰属する当期利益を連結業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社の所有者に帰属する当期利益の指標を用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためです。

なお、当事業年度を含む連結業績指標の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果 ①連結経営成績の概況」のとおりです。

また、業績運動型株式報酬の業績運動指標となる連結業績指標は、連結営業利益を採用しております。取締役に付与される株式付与ポイントは、株式交付規程に定めた各事業年度に係る連結営業利益の目標値に対する達成度と各取締役の役位に応じて決定しております。

連結営業利益を連結業績指標として採用した理由は、本業から創出した利益を適正に反映する評価指標であり、当社の目標とする経営指標を25%の営業利益成長と定めているためです。

業績運動型株式報酬は、各取締役の退任時点の基準ポイント数の累積値に在任期間に応じて定められた係数を乗じてポイント（以下、「対象期間ポイント」という。）を算定します。1ポイントは当社株式1株とし、各取締役の退任時に当該対象期間ポイントに応じた株式が交付されます。

なお、当事業年度を含む連結業績指標の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果 ①連結経営成績の概況」のとおりです。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a.取締役佐藤明夫氏は、佐藤総合法律事務所弁護士、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役、株式会社きらやか銀行社外取締役、GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役及び株式会社USEN-NEXT HOLDINGS社外取締役を兼務しております。
- なお、当社と佐藤総合法律事務所、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス、株式会社きらやか銀行、GMOあおぞらネット銀行株式会社及び株式会社USEN-NEXT HOLDINGSとの間に特別な関係はありません。
- b.監査役外園有美氏は、外園有美公認会計士事務所代表を兼務しておりますが、当社と外園有美公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		当事業年度に開催された取締役会に出席した回数及び開催場所の概要
取締役	小名木 正也	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、主に企業経営者の見地から、適宜発言を行っております。
取締役	佐 藤 明 夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	吉 田 和 隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席し、主に企業経営者の見地から、適宜発言を行っております。
監査役	岡 本 和 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席し、主に企業経営者の見地から、適宜発言を行っております。
監査役	外 園 有 美	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5.会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 59,215千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 120,818千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行にかかるコンフォートレター等の作成業務に対する対価であります。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び取締役会（開催数：18回）

取締役会は、取締役11名（うち、社外取締役2名）で構成され、代表取締役が議長を務めております。毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催される取締役会において法定事項及び経営上重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性の確保に努めています。また、取締役の経営責任をより明確にし経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

(2) 経営会議（開催数：22回）

経営会議は、監督と執行の分離による経営監督機能を強化するための重要な業務執行の意思決定機関で、代表取締役を含めた一部の取締役及び執行役員で構成され、原則として毎月1回以上開催しております。経営会議は取締役会で定められた基本方針に基づいて業務執行に関する重要事項を審議し、適切かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行に資するために実施しております。

(3) 監査役会（開催数：13回）

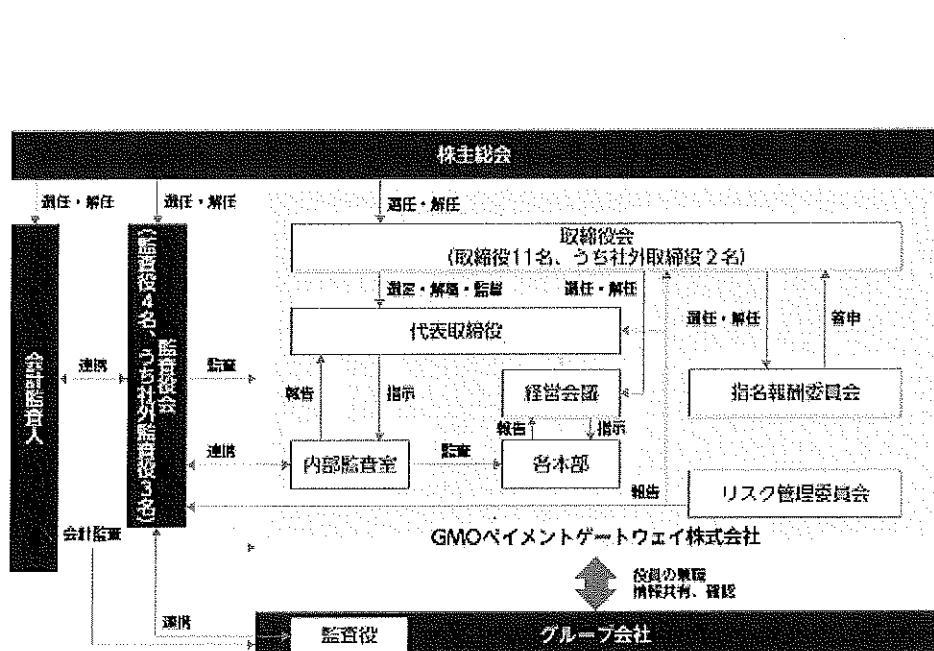
監査役会は、監査役4名（うち、社外監査役3名）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき実施する調査や取締役会等の重要会議への出席等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催される監査役会において監査の方針や計画などを定めるほか、四半期ごとに会計監査人から決算に関する説明・報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人と情報・意見交換を行っております。また、必要に応じて取締役から個別案件に関する説明を受けております。

(4) 指名報酬委員会（開催数：3回）

指名報酬委員会は、取締役等の指名及び報酬に関する任意の委員会で、取締役3名、監査役1名（うち、社外取締役1名、社外監査役1名）で構成されており、その委員長には社外取締役を選任しております。取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役等の選任方針、各候補者、役員報酬制度、報酬額、代表取締役の後継者の計画等について審議し、必要に応じて取締役会への答申を行います。

(5) リスク管理委員会（開催数：4回）

当社グループ全体のリスク管理を効果的かつ効率的に実施するためにリスク管理委員会を設け、当社グループ全体で取り組みを推進しております。



中華書局影印

(6) 取締役の選任方針及び指名手続

取締役の選任につきましては、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。

取締役候補者は、この方針に従って選定し、指名報酬委員会の審議を経た上で取締役会に上申され決定されます。

(7) 社外役員の独立性基準について

社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたっては、その独立性を判断するため、当社が独自に定めた「社外役員の独立性基準細則」を満たした者を独立役員として指定しております。

(8) 取締役会の実効性評価

当社では、社内外の取締役・監査役全員へのアンケート等の客観的・定量的な手法も取り入れつつ、取締役会の実効性に関する評価を実施しており、取締役会の構成や運営面にとどまらず、機関設計や指名・報酬などの幅広い観点から実効性が適切に確保されていることを確認しております。同時に、更なる機能強化を目指し、評価の過程で浮き彫りとなった取締役会を巡る諸課題については、継続的に改善策を立案し実践を図っております。

(9) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、「役員等の報酬に関する基本方針」として以下を決議しております。

事業報告

- ①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とする適切なインセンティブとして機能するものであること
- ②当社グループの経営環境や短期・中長期の業績を反映する他、ステークホルダーの価値向上への貢献度に配慮した報酬体系とすること
- ③過度なリスクテイクを抑制しつつ、各々の役員等が担う役割・責任と成果を反映すること
- ④経済・社会情勢、業界動向に加え、第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえた適切な水準とすること
- ⑤グループ各社の業績の状況及び財務の健全性、並びに国内外の役員報酬に係る規制等を踏まえること
- ⑥適切なガバナンスに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境を踏まえ、適時適切に見直しを行うこと

当社では、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役の報酬水準、報酬構成等は、指名報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され決定されます。

(ご参考) 本総会終結後の機関ごとの構成員 (予定、◎は議長、委員長を表す)

役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査等委員会	指名報酬委員会	リスク管理委員会
代表取締役社長	相浦一成	◎	◎			◎
取締役会長	熊谷正寿	○				
取締役副社長	村松竜	○	○			○
取締役副社長	磯崎覚	○	○		○	◎
取締役	安田昌史	○			○	
取締役	山下浩史	○				
取締役	川崎友紀	○				
取締役(社外)	佐藤明夫	○				
取締役	新井輝洋	○				
取締役	稻垣法子	○				
取締役	島原隆	○				
取締役(社外)	吉田和隆	○		○	○	
取締役(社外)	岡本和彦	○		○	○	
取締役(社外)	外園有美	○		○	○	
取締役(社外)	甲斐文朗	○		○		

役職名	氏 名	取締役会	経営会議	監督等委員会	指名部会 委員会	リスク管理 委員会
上席専務執行役員	杉山 真一 (注) 1		○			○
上席専務執行役員	小出 達也 (注) 2		○			○
専務執行役員	久田 雄一 (注) 3		○			
専務執行役員	三谷 隆 (注) 4		○			○
常務執行役員	村上 知行 (注) 5		○			○
常務執行役員	吉岡 優 (注) 6		○			
常務執行役員	吉井 猛 (注) 7		○			
常務執行役員	向井 克成 (注) 8		○			○
常務執行役員	田口 一成 (注) 9		○			○

- (注) 1. システム本部長を兼務しております。
 2. イノベーション・パートナーズ本部長を兼務しております。
 3. イノベーション・パートナーズ本部戦略営業統括部長を兼務しております。
 4. システム本部ITサービス統括部長及びCTOを兼務しております。
 5. SMBC GMO PAYMENT株式会社の代表取締役を兼務しております。
 6. イノベーション・パートナーズ本部イノベーション戦略部長を兼務しております。
 7. イノベーション・パートナーズ本部第1営業部長を兼務しております。
 8. GMOペイメントサービス株式会社の代表取締役を兼務しております。
 9. GMOイプシロン株式会社の代表取締役を兼務しております。

事業報告

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を継続すると共に、株主に対する安定した利益還元も継続していくことを経営の重要課題と考えております。

当期の配当については、2020年11月11日付「2020年9月期決算短信」にて公表した2021年9月期の期末配当金の予想を1株当たり54円と予定しておりましたが、当期の業績が業績予想として開示した数値を上回る見込みとなつたことから、株主の皆様への利益還元を鑑み期末配当金を従来予想より1株につき5円増配し、59円に修正することを予定しております。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

業務の適正を確保するための体制

<業務の適正を確保するための体制の概要>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部管理態勢の確立及び整備に関する体制

当社グループでは、業務運営態勢の維持及び向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要であることに鑑み、内部管理態勢を確立及び整備することを経営上の最重要課題と位置付ける。

また、コーポレートサポート本部は、各部門に対し、適切な業務運営を確保するために必要なモニタリング及び検証を行うと共に、必要に応じて適切な業務運営のための改善策を作成し、各部門に提供する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、社内規程に基づき、文書等の適切な管理及び保管を行う。

監査役及び内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧及び謄写を行うことができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、リスク管理に関する規程等を充実させ、リスクカテゴリー毎の責任部署において、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化すると共に、内部監査室が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各取締役の管掌部署を明確にし、毎期部署毎に目標設定を行い、毎月当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を通して目標の達成のレビュー及び結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

(5) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、役職員行動規範及びコンプライアンス体制に係る規程を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えると共に、内部監査室がコンプライアンスの状況を監査することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

当社グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

また、従来からコーポレートサポート本部が担当窓口となり、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、親会社が主催する企業グループ全社の社長をメンバーとした会議に月4回出席し、経営活動について報告すると共に、当社グループにおいて親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けることにより当社グループの業務の適正を確保する。

また、当社子会社へは、当社より取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の状況について把握すると共に、当社内部監査室による内部監査を実施することにより業務の適正を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社グループでは、監査役がその職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査役の業務補助のために、監査役スタッフを置くこととする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社グループでは、監査役スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとする。

また、前号の使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性を確保することとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループでは、監査役が取締役会はもとより重要な会議へ出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握している。

当社の取締役又は使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告する。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査並びに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けると共に、情報交換を図り連携体制を構築する。

(10) 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととする。

② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとする。

(11) 当該監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループでは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打合せを設ける。

(13) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループでは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

リスク管理に対する取り組み

当社では、リスク管理規程に基づき、当社及び当社グループ役員で構成するリスク管理委員会を設置し、外部専門家の指導・助言を受けながら、当社及び当社グループ各社のリスク事項を洗い出した上で、対応方針及び対応策を検討・実施しております。また、四半期毎の同委員会にて、進捗状況の共有及び議論を行うことにより、リスク管理態勢の強化確認並びにリスクの軽減に取り組んでおります。

職務執行の効率性の確保のための取り組み

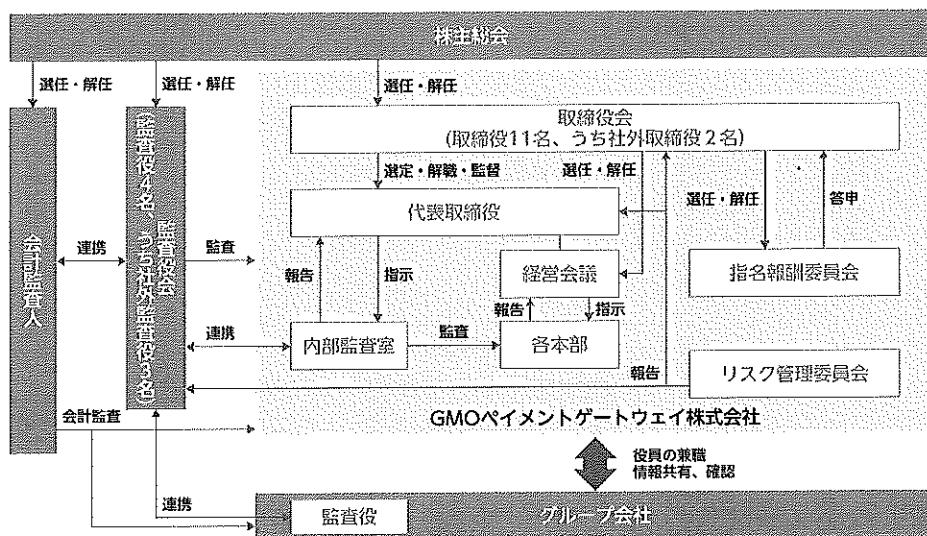
当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役及び幹部社員をメンバーとする会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績のレビューを行いました。

コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信すると共に、当社グループの役職員を対象としたコンプライアンス研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や役職員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人又は内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。



計算書類（単体）

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第28期 2021年9月30日現在	(ご参考) 第27期 2020年9月30日現在
● 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	126,311,808	111,667,475
売掛金	47,385,093	63,888,073
リース債権	6,376,027	5,937,857
商品	27,753	853,518
貯蔵品	—	54
前渡金	47,694	8,282
前払費用	45,220,903	30,852,267
関係会社預け金	210,013	220,286
その他	24,932,704	5,954,000
貸倒引当金	2,251,513	4,022,900
	△139,896	△69,765
固定資産	27,952,256	23,010,840
有形固定資産	537,508	524,148
建物	115,586	123,047
工具、器具及び備品	309,734	215,532
リース資産	112,187	185,568
無形固定資産	2,776,756	2,558,960
特許権	27,547	32,902
商標権	805	554
ソフトウェア	2,231,978	2,361,422
リース資産	—	256
その他	516,425	163,823
投資その他の資産	24,637,991	19,927,732
投資有価証券	4,320,783	5,236,614
関係会社株式	14,526,334	11,661,908
その他の関係会社有価証券	1,007,187	359,739
長期貸付金	3,775,100	1,975,100
破産更生債権等	287,354	268,315
長期前払費用	119,770	106,106
繰延税金資産	576,455	194,773
その他	439,008	393,490
貸倒引当金	△414,002	△268,315
資産合計	154,264,064	134,678,316

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. (ご参考) 第27期は、監査対象外です。

(単位：千円)

科 目	第26期 2021年9月30日現在	(ご参考) 第27期 2020年9月30日現在
● 負債の部		
流动負債		
貿掛金	85,742,792	90,405,550
短期借入金	3,571,961	3,197,532
リース債務	8,000,000	11,000,000
未払金	61,889	80,403
未払法人税等	1,178,236	1,169,689
前受金	2,177,084	1,574,710
預り金	157,105	303,589
前受収益	67,625,504	69,731,374
賞与引当金	517,428	320,020
役員賞与引当金	1,238,686	1,093,248
チャージバック引当金	318,436	196,850
その他	327,129	351,227
固定負債	569,330	1,386,904
転換社債型新株予約権付社債	22,274,642	18,416,589
長期借入金	21,045,000	17,272,000
リース債務	—	131,400
株式給付引当金	62,251	124,140
その他	920,956	776,562
	246,434	112,486
負債合計	108,017,434	108,822,139
● 純資産の部		
株主資本		
資本金	44,277,722	24,063,263
資本剰余金	13,323,135	4,712,900
資本準備金	13,583,056	4,972,821
利益剰余金	13,583,056	4,972,821
その他利益剰余金	18,523,974	15,526,883
繰越利益剰余金	18,523,974	15,526,883
自己株式	△1,152,444	△1,149,341
評価・換算差額等	1,968,907	1,792,913
その他有価証券評価差額金	1,968,907	1,792,913
純資産合計	46,246,630	25,856,177
負債純資産合計	154,264,064	134,678,316

計算書類(単体)

計算書類（単体）

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第28期 自 2020年10月1日 至 2021年9月30日		(ご参考) 第27期 自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高	22,743,496		18,885,031
売上原価	△5,098,795		△4,045,167
売上総利益	17,644,700		14,839,863
販売費及び一般管理費	△9,144,940		△8,058,585
営業利益	8,499,760		6,781,278
営業外収益			
受取利息	142,026	148,434	
受取配当金	1,004,404	815,128	
受取手数料	154,030	142,263	
投資事業組合運用益	161,159	211,820	
その他	36,378	13,339	1,330,985
営業外費用			
支払利息	△138,781	△129,528	
為替差損	—	△46,086	
社債発行費	△76,244	—	
株式交付費	△82,391	△297,417	△175,615
経常利益	9,700,342		7,936,648
特別利益			
投資有価証券売却益	1,046,858	1,046,858	—
特別損失			
子会社整理損	—	△450,380	
減損損失	△21,414	—	
固定資産除却損	△6,699	△653	
投資有価証券評価損	△1,037,614	—	△451,034
税引前当期純利益	9,681,473		7,485,613
法人税、住民税及び事業税	△3,280,347	△2,367,791	
法人税等調整額	459,353	206,051	△2,161,739
当期純利益	6,860,478		5,323,873

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. (ご参考) 第27期は、監査対象外です。

株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
		積立利益剰余金		
2020年10月1日期首残高	4,712,900	4,972,821	15,526,883	
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△3,863,388	
当期純利益	—	—	6,860,478	
自己株式の取得	—	—	—	
転換社債型新株予約権付社債の転換	8,610,235	8,610,235	—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	8,610,235	8,610,235	2,997,090	
2021年9月30日期末残高	13,323,135	13,583,056	18,523,974	

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2020年10月1日期首残高	△1,149,341	24,063,263	1,792,913	25,856,177
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△3,863,388	—	△3,863,388
当期純利益	—	6,860,478	—	6,860,478
自己株式の取得	△3,102	△3,102	—	△3,102
転換社債型新株予約権付社債の転換	—	17,220,470	—	17,220,470
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	175,994	175,994
事業年度中の変動額合計	△3,102	20,214,458	175,994	20,390,452
2021年9月30日期末残高	△1,152,444	44,277,722	1,968,907	46,246,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野英樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎健介	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬渕直樹	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOペイメントゲートウェイ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従つて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤毎年四半期に一度、開催されているリスク管理委員会を通じ、リスク管理体制及びITリスクマネジメント体制に係る取組みが、継続的かつ効果的に推し進められていることを確認しております。
- ⑥毎年1度、取締役会の実効性についての分析・評価を実施し、取締役会の機能向上に努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田和隆
監査役	飯沼孝壯
社外監査役	岡本和彦
社外監査役	大園有美

以 上

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法 但し、有限責任組合出資金については、有限責任組合の純資産の当社持分相当額を計上しております。
③デリバティブ	時価法
④たな卸資産	
・商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）
・貯蔵品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）
(2) 固定資産の減価償却の方法	
①有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物	2～22年
工具、器具及び備品	2～20年
②無形固定資産 (リース資産を除く)	社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法 但し、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（5年以内）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
・自社利用ソフトウェア	
・その他の無形固定資産	定額法
③リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
④長期前払費用	定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。

④チャージバック引当金

決済代行事業において各クレジットカード会社と包括加盟契約を結んでいる場合はチャージバックリスクがあるため、チャージバックにより将来発生すると見込まれる損失見込額を計上しております。

なお、チャージバックリスクとは、包括加盟契約においては通常クレジットカード会社が加盟店に対して行う売上代金支払いを当社グループの責任範囲で行うため、当社グループが加盟店に代金支払いを完了した後に、加盟店の不正な売上請求や倒産等の契約解除に相当する状態となつたことが判明した場合に代金回収が困難になるリスクです。

⑤株式給付引当金

株式給付規程に基づく役員及び従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 以下、「収益認識会計基準等」という) を適用しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	12,440,919千円
--------	--------------

(2) 見積りの内容の理解に資するその他の情報

時価を算定することが極めて困難な関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

関係会社株式の評価にあたっては、連結計算書類作成における非金融資産に係る減損テストと同様の仮定、見積りのもとに実施しております。これらの仮定などは将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	576,455千円
--------	-----------

(2) 見積りの内容の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得し得る課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積と異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	872,922千円
(2) 関係会社に対する金銭債権（注）	538,791千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	159,428千円
(4) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
GMOペイメントサービス株式会社	7,000,000千円

（注）貸借対照表に区分表示したものと除く。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
営業取引	941,344千円
営業取引以外の取引	1,539,009千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	5,076株	215株	-1株	5,291株

（注）上記の他に、自己株式として認識している役員報酬BIP信託が所有する当社株式が674,305株及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式が35,400株あります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	379,285千円
未払金	249,275
未払事業税	146,398
減価償却費	45,122
投資有価証券評価損	330,705
貸倒引当金	169,603
税務上の繰延資産	18,835
資産除去債務	6,739
チャージバック引当金	100,167
株式給付引当金	41,149
その他	66,851
繰延税金資産小計	1,554,134
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	1,554,134

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△868,952
その他	△108,727
繰延税金負債合計	△977,679
繰延税金資産の純額	576,455

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区	5,000,000千円	インターネット関連事業	(被所有)直接40.73	資金の寄託 役員の兼任	資金の寄託 (期間設定あり) (注)1	9,973,835	関係会社預け金	24,930,000

(注) 1. GMOインターネットグループがグループ全体で資金運用を行うために導入しているキャッシュマネジメントシステム (CMS) による預け金です。また、取引金額は期中平均残高を表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の寄託の利率は、市場金利を勘案し預入期間に応じて個別に決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	GMOペイメントサービス株式会社	東京都渋谷区	150,000千円	後払い決済手段の提供	(所有)直接100.00	債務の保証 役員の兼任	債務の保証 (注)1	7,000,000	—	—
子会社	GMO-Z.com PAYMENT GATEWAY USA, Inc.	アメリカ合衆国	500千ドル	融資事業	(所有)直接100.00	役員の兼任	増資の引受 (注)2	2,177,200	関係会社株式	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証は、同社の金融機関からの借入に対して当社が保証するものです。なお、保証料は受け取っておりません。

2. 増資の引受は、同社が行った増資を引き受けたものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

609円77銭

(2) 1株当たり当期純利益

91円78銭

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）会計方針に関する事項（収益認識）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。